（資料１）

医療的ケアの実施手順

①校　園　長　保護者から医療的ケアの実施希望があった場合、又は医療的ケアが必要と思われる場合、その保護者に対して医療的ケアについて校園長が説明を行い、「【様式１】医療的ケアについて」、「【様式２】医療的ケア依頼書」、「【様式３】医療的ケアに関する主治医意見書・指示書」を配付する。

↓

②保　護　者　学校等の説明を聞いた上で内容に同意し、医療的ケアの実施を希望する保護者は、【様式２】、【様式３】を学校等に提出する。

↓

③校　園　長　保護者から【様式２】、【様式３】を受理し、教育委員会に提出する。（【様式２，３】の写しを学校等で保管する。）また、学校等での実施体制を検討の上、「【様式８　参考様式】医療的ケア個別マニュアル」、「【様式９　参考様式】緊急時対応マニュアル」を教育委員会に提出する。

↓

④教育委員会　関係書類を受理し、運営協議会で協議する。
運営協議会の協議結果を踏まえ、医療的ケア実施の可否を決定し、「【様式４】医療的ケア実施通知書」により校園長を通じて保護者に通知する。

↓

⑤校　園　長　保護者に【様式４】により通知し、「【様式５】医療的ケア実施同意書」、「【様式６】医療的ケアを要する幼児児童生徒の保健調査」の提出を依頼する。

↓

⑥保　護　者　【様式４】の記載内容を確認したうえで、【様式５】に必要事項を記入し、【様式６】ともに校園長に提出する。

↓

⑦校　園　長　【様式５】、【様式６】を教育委員会に提出する。（写しを学校等で保管する。）

↓

⑧教育委員会　①保護者、学校等と協議の上、医療的ケアの実施体制、実施内容等を確認し、委託事業所等を検討した上で決定する。
②委託事業所の決定後、保護者、校園長、委託事業所等と実施体制、実施内容について確認する。

↓

⑨委託事業所　主治医から指示書を受理し、看護師を配置又は派遣し、医療的ケアを実施する。